

市長及び副市長の給与の臨時特例減額について

1 減額(案)

市長 10% 3箇月

市長

抑制措置	減額(案)	計
任期中	3箇月	3箇月
10%の減額	10%の減額	20%の減額

区分	条例上の本来額 (抑制措置後の額)	抑制措置及び減額(案)	差
給料月額	961,000 円 (864,900 円)	768,800 円	△192,200 円 <u>(△96,100 円)</u>
地域手当	96,100 円 (86,490 円)	76,880 円	△19,220 円 <u>(△9,610 円)</u>
計	1,057,100 円 (951,390 円)	845,680 円	△211,420 円 <u>(△105,710 円)</u>

今回の減額により、△317,130 円(3箇月分)となる

副市長 10% 1箇月

副市長

抑制措置	減額(案)	計
任期中	1箇月	1箇月
7%の減額	10%の減額	17%の減額

区分	条例上の本来額 (抑制措置後の額)	抑制措置及び減額(案)	差
給料月額	814,000 円 (757,020 円)	675,620 円	△138,380 円 <u>(△81,400 円)</u>
地域手当	81,400 円 (75,702 円)	67,562 円	△13,838 円 <u>(△8,140 円)</u>
計	895,400 円 (832,722 円)	743,182 円	△152,218 円 <u>(△89,540 円)</u>

今回の減額により、△89,540 円となる

2 最近の事例

(1) 極楽寺四丁目開発計画における開発許可処分取消しについて

ア 担当職員の処分等の内容

「戒告」の懲戒処分と「厳重注意」等の行政措置処分

イ 減額の内容

市長 抑制措置 10% + 減額 10% = 20%

副市長 抑制措置 7% + 減額 7% = 14%

ウ 減額の期間

平成 26 年 1 月 (1 箇月)

(2) 小町通り電線共同溝工事等業務委託に係る不適切な事務処理

ア 担当職員の処分等の内容

「訓戒」等の行政措置処分

イ 減額の内容

市長 抑制措置 10% + 減額 10% = 20%

副市長 抑制措置 7% + 減額 7% = 14%

ウ 減額の期間

平成 25 年 7 月 (1 箇月)